

別表（第2条関係）

給付対象者		給付額
農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2年4月1日以降に金融機関から融資を受け、令和2年2月から申請を行う前月までのいずれか1月の売上が前年同月比で20%以上減少した、申請日現在で鹿島市の住民基本台帳に記録されている者	金融機関から融資を受けた額の10%以内とし、その上限は25万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
農業法人等	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2年4月1日以降に金融機関から融資を受け、令和2年2月から申請を行う前月までのいずれか1月の売上が前年同月比で20%以上減少した、申請日現在で鹿島市に拠点を有する農業法人等のほか、市長が特に認める者	金融機関から融資を受けた額の10%以内とし、その上限は50万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

備考

- 1 比較する前年同月の売上額は、所得税青色申告決算書の当該月の月間事業収入の額とし、月間事業収入の記載がない場合又は白色申告の場合若しくは住民税申告の場合は、売上台帳等に記載の当該月の売上額とする。
- 2 前項に定める書類を提出することができない場合は、2019年の月平均の事業収入により比較することができる。